

特記仕様書

第1条 (適用)

本業務の履行は、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書(案)(土木設計業務等委託必携 令和3年3月)」(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。また、「水道設計業務委託標準仕様書2010」(日本水道協会)(以下「標準仕様書」という。)、「水道維持管理指針2016」(日本水道協会)、「設計便覧(案)」(近畿地方整備局)、「土木構造物設計マニュアル(案)」(国土交通省)、「水道施設設計指針2012」(日本水道協会)、「水道施設耐震工法指針・解説2009」(日本水道協会)、「便覧」(日本ダクタイル鉄管協会)、「JDP A諸基準」、「日本水道鋼管協会(WSP)諸基準」、「土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン(令和6年4月)」等によるものとする。

第2条 (電子納品の実施・情報共有システムの利用)

本業務は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象委託業務であり、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領(案)等、京都府電子納品実施マニュアル(案)(令和4年3月)及び京都府電子納品ガイドライン(案)(令和4年3月)に基づき実施しなければならない。

- 2 本業務は「業務委託情報共有システム試行要領」の対象業務であり、監督員と協議のうえ受注者がASP方式の情報共有システムを利用することを認めるものとする。

第3条 (成果品の帰属)

本業務の成果品は、全て京都府の所有とし、京都府の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

第4条 (資料等の貸与及び返却)

本業務の履行にあたり必要な図面等については、受注者が監督職員と協議を行い入手すること。

第5条 (土地への立入り等)

- 1 現地調査を実施する場合、調査員の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他の関係人等から請求があったときには、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。但し、調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合、又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。

第6条 (業務概要)

本業務は、水道施設（府営水道事務所送水管）の漏水調査を行うことを目的とする。施工箇所は別紙漏水調査管路数量表及び送水管水管橋一覧による。

第7条 (業務内容)

本業務内容は、主に以下のとおりとするが、記載事項以外で業務に付帯するものについては、受注者の責任において実施することとする。

1 漏水調査業務

漏水調査を行う送水管路は別添図に概要を示すが、作業計画作成、漏水調査に必要な送水管管理図書等は別に貸し出すものとする。

(1) 作業計画作成（業務計画書）

本調査に先立ち、調査方法、調査ブロック割、作業工程等の綿密な作業計画を作成し提出すること。また、下記の事項を記載すること。

ア 作業概要

イ 現場組織（職務分担、緊急連絡体制など）

ウ 作業計画（作業方法（調査方法）、実施工程など）

エ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気対策など）

オ その他（監督職員の指示する事項）

(2) 現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の送水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行うこと。また管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等の確認を行い、調査対象となる送水管全般を把握すること。

(3) 路面音聴調査 ※

送水管路上の路面において漏水検知器等を用いて音聴し、漏水音（漏水疑似音）を発見する作業である。

(4) 弁栓音聴調査 ※

送水管にある仕切弁・消火栓等を対象とし、音聴棒等を用いて音聴し、漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

(5) 漏水音圧測定 ※

漏水音圧測定器を消火栓・仕切弁等に設置し、その調査機器の特性により漏水が発生している管路を選別する作業である。

(6) 相関調査 ※

調査対象の送水管路について相関式漏水探知器等を用いて調査し、漏水箇所を確定する作業である。

※ 作業計画及び現場下見調査において路面音聴等による漏水調査が困難な箇所が発見された場合は監督職員と協議の上、漏水音圧測定、弁栓音聴調査又は相関調査等による漏水調査に変更するものとし、設計変更の対象とする。

※ 漏水確認調査については、路面音聴調査等の漏水調査結果を受けて監督職員と調査範囲及び調査方法を協議の上、実施するものとし、設計変更の対象とする。

(7) 報告書作成

調査結果について、作業日報、状況報告を含む報告書としてまとめる。

2 水管橋点検業務（7箇所）

- (1) 準備・片付け（作業に必要な機器類の点検、清掃など）
- (2) 漏水の有無確認（管体、継手部、伸縮継手、空気弁等からの漏水有無の点検）
- (3) 塗装等の状況（管体、空気弁、歩廊等の塗装状況（剥離、腐食）の点検）
- (4) 橋台の状況（ひび割れ、アンカーボルト変形、沈下等の点検）
- (5) 橋脚・防衝杭の状況（傾きや損傷、ひび割れ、塗装の剥離、腐食の点検）
- (6) 空気弁の凍結対策状況（断熱材の損傷の点検）
- (7) 支持金物等の状況（リングサポート、Uボルト、落橋防止装置等の点検）
- (8) 伸縮継手の状況（伸縮可とう管の変異状況、漏水等の点検）
- (9) 進入防止柵の状況（進入防止柵の破損の有無、腐食状況等の点検）
- (10) 管路用地の状況（フェンス、無断使用、不法投棄等の点検）
- (11) 報告書作成（作業日報、状況報告含む報告書）

第8条（注意事項）

- 1 以下の作業項目については、本調査に含むものとする。
 - (1) 準備・片付け（作業に必要な機器類の点検、清掃等）
 - (2) 調査に必要な鉄蓋等の開閉及びガタツキ防止のための簡易な清掃
 - (3) 機器類の設置、撤去
- 2 路上での調査実施に必要となる道路使用許可申請等について、必要な添付資料を受注者において準備すること。
- 3 道路使用許可条件等の作業時間を遵守すること。

第9条（環境対策）

環境等の保全については、以下のとおりである。

- 1 車両等のアイドリングストップを励行すること。
- 2 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、業務を実施すること。

第10条（疑義）

本業務の実施において疑義が生じたときは、監督職員と協議し指示を受けること。

第11条（報告書提出）

本業務の報告書類は、以下に示すものを2部（電子媒体1部、紙媒体1部）とする。

- (1) 業務報告書、業務報告概要書
- (2) 写真帳（電子媒体でも提出）
- (3) その他、監督職員の指示するもの

第12条（新型コロナウイルス等感染予防対策）

本業務における取組内容等は、受注者にて検討・判断するものとする。

※ 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけ変更に際しての事業者の取組への支援について

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001604175.pdf>